

知床世界自然遺産地域管理計画策定の基本的考え方(事務局案)

知床世界自然遺産候補地管理計画（以下、候補地管理計画）を変更し、知床世界自然遺産地域管理計画（以下、遺産管理計画）を策定する。

策定に当たっての検討事項は以下のとおり。

1. 遺産管理計画の位置づけ

- ・知床世界自然遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくための最も基本的な計画とする。

2. 遺産管理計画の構成

- ・遺産管理計画の構成は以下のとおり。

遺産管理計画本文

付属資料（課題別の計画）

3. 候補地管理計画からの主な変更事項

候補地管理計画策定後の状況を踏まえ次の事項を中心に変更を行う。

①管理の基本方針の明確化(知床世界自然遺産地域管理計画新旧対照表 P17～20)

「4. (1) 管理の基本方針」として、「管理の目標」と「管理にあたって必要な視点」を明確化し、新たに「地域との連携・協働（地域連絡会議）」「順応的管理（科学委員会）」「広域的な視点による管理（気候変動、日露の協力）」を「管理にあたって必要な視点」に追加する。

②エゾシカ保護管理計画、多利用型統合的海域管理計画の位置づけ(同 P25、28～29)

遺産管理計画の下に多利用型統合的海域管理計画及びエゾシカ保護管理計画を付属資料として位置づける。

③サケ科魚類管理計画の扱い(同 P31～32)

「5. 管理の方策」に「(3) 海域と陸域の相互関係の保全」という項目を立て、海域管理計画のうちサケ科魚類に関する内容と、河川工作物WGの成果等に関する資料を踏まえて、遺産管理計画に適切に記載する。

④自然の適正な利用に係る部分の変更(同 P32～37)

知床国立公園利用適正化検討会議及び知床エコツアーリズム推進協議会の取組を踏まえて、遺産管理計画に適切に記載する。

⑤モニタリングに係る議論の反映(同 P43～44)

科学委員会でのモニタリングの基本的な考え方の議論を反映するとともに、モニタリング項目等については数年間試行して見直すこととしていることから、モニタリン

グ項目等の見直しに対応できる柔軟な表現とする。

⑥気候変動の影響への対応の追加(同 P47)

遺産地域への気候変動への影響が懸念されることから、「5. (8) 気候変動の影響への対応」という項目を起こし、モニタリングを行い、その結果に基づいた実行可能な適応策を検討し、実施することを記載する。

⑦情報の共有と普及啓発の追加(同 P47)

「情報提供・普及啓発」を「5. 管理の方策」の一項目として起こし、利用以外の観点からの情報共有や普及啓発についても記載する。また、毎年度年次報告を作成することを記載する。

⑧計画実施の点検の追加(同 P48)

「6. (1) 計画の実施等」に毎年度計画の実施状況を点検し、地域連絡会議及び科学委員会に報告することを記載する。

4. 遺産管理計画策定後の見直し

- ・ 順応的管理の考え方にに基づき、モニタリングの結果や社会状況・自然環境の変化等を踏まえ、必要に応じ遺産管理計画の見直しを行う
- ・ 遺産管理計画本文・付属資料の見直しは、各々が策定された手順に準じて行う（回数等は状況に応じて変えていく）。

5. 遺産管理計画策定スケジュール

- ・ 遺産管理計画の今後の策定スケジュールは以下のとおり
 - ①平成 20 年度第 1 回科学委員会・地域連絡会議にて、遺産管理計画素案について議論
 - ②平成 20 年度第 2 回科学委員会にて、遺産管理計画原案について議論
 - ③平成 20 年度第 2 回地域連絡会議にて、遺産管理計画パブコメ案について議論
 - ④パブリックコメント
 - ⑤両町において地元説明会（パブリックコメント中）
 - ⑥平成 21 年度第 1 回科学委員会・地域連絡会議にて、最終確認
 - ⑦関係機関（環境省・林野庁・文化庁・北海道）により正式決定

(参考) 候補地管理計画策定のステップは以下のとおり

- ①地域連絡会議 2 回
- ②パブリックコメント
- ③両町において地元説明会（パブリックコメント中）
- ④地域連絡会議 2 回
- ⑤関係機関により正式決定